

平成28年 5 月

狛江市議会第 2 回定例会提出議案

提 出 議 案

3

- 1 報告第1号 狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -3-
- 2 報告第2号 狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -17-
- 3 報告第3号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて -21-
- 4 議案第32号 平成28年度狛江市一般会計補正予算（第1号） -25-
- 5 議案第33号 狛江市保育園設置条例の一部を改正する条例 -27-
- 6 議案第34号 狛江市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（地震対策（覚東幹線）分）契約について -29-
- 7 同意第2号 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて -31-

報告第 1 号

狛江市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，平成28年4月1日に次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

平成28年5月12日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め
たので，地方自治法第179条第1項の規定に基づき，狛江市税条例等の一部を改正する
条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月1日

報告第 1 号別紙

狛江市税条例等の一部を改正する条例

(狛江市税条例の一部改正)

第 1 条 狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条各号列記以外の部分中「第 67 条」の次に「，第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条中「及び第 2 号」を「，第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項，第 2 項，第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）」を削り、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書，第 98 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）」を削り、「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書，第 98 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(5) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項，第 2 項，第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）

当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日

(6) 第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 34 条の 4 中「100分の 12.1」を「100分の 8.4」に改める。

第 43 条第 1 項中「規定によって」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、同条第 3 項中「変更し」を「変更し、」に、「から第 1 項」を「から同項」に、「納額」を「納税」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第 48 条の 9 の 9 第 4 項各号に掲げる市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）

を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、「については」の次に「、」を加え、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、「不正」の次に「の」を加え、「場合にあつては」を「場合には」に、「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改め、「申告書を」の次に「，」を加え、「非営利型法人という」を「非営利型法人をいう」に、「，独立行政法人労働者健康福祉機構」を「，独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「，第12号又は第16号」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保し

ている場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用の軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以

上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第83条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「二輪」を「2輪」に、「使用者については」を「使用者にあっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「二輪」を「2輪」に、「使用者については」を「使用者にあっては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に、「当該請求が」を「当該請求の」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、同項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中

「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第137条第2号中「都」を「東京都」に改める。

付則第6条を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

付則第10条の2第4項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第7号」に改め、同条中第7項を第13項とし、第6項を第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

付則第10条の2中第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

付則第15条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が

自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「次の表」を「, 次の表」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（狛江市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「狛江市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第82条第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア（ウ） b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
付則第16条第1項	第82条	狛江市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）付則第5条の規定により読み替

		えて適用される第82条
付則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
付則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例付則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(狛江市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 狛江市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第21号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項中「, 新条例」を「, 狛江市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。), 」を削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書, 第98条第1項」に改め、同表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「, 第5項及び」を「同項, 第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」

に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中狛江市税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）

並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第 3 条中狛江市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）付則第 5 条第 7 項の改正規定（「，新条例」を「，市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第 3 号の項中「第48条第 1 項の申告書（法第321条の 8 第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削る部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 4 項の規定 平成29年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中狛江市税条例第18条の 3 の改正規定，同条例第19条の改正規定「第67条」の次に「，第81条の 6 第 1 項」を加える部分，同条第 2 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書，第98条第 1 項」に改める部分及び同条第 3 号中「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書，第98条第 1 項」に改める部分に限る。），同条例第34条の 4 及び第80条の改正規定，同条例第80条の 2 を削る改正，同条例第81条の改正規定，同条例第81条の次に 7 条を加える改正規定，同条例第82条，第83条，第85条及び第87条から第91条までの改正規定並びに同条例付則第15条の 2 の次に 5 条を加える改正規定及び同条例付則第16条の改正規定並びに第 2 条並びに第 3 条中狛江市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第21号）付則第 5 条第 7 項の表第19条第 3 号の項の改正規定（「第98条第 1 項」を「第81条の 6 第 1 項の申告書，第98条第 1 項」に改める部分に限る。）並びに次条第 3 項及び付則第 4 条の規定 平成29年 4 月 1 日

(3) 第 1 条中狛江市税条例付則第 6 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成30年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の狛江市税条例（以下「新条例」という。）

第43条第 4 項の規定は，前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第 6 条の規定は，平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第34条の 4 の規定は，前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

4 新条例第48条第 5 項及び第50条第 4 項の規定は，前条第 1 号に掲げる規定の

施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例付則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例付則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例付則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例付則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴う所要の改正をするため。

報告第 2 号

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月12日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めただので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

狛江市都市計画税条例の一部を改正する条例

狛江市都市計画税条例（平成3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「，第23項，第24項」を「，第22項から第24項まで」に，「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで，第33項又は第34項」に改める。

付則第14項を付則第15項とする。

付則第13項中「若しくは第42項」を「，第42項若しくは第45項」に，「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め，同項を付則第14項とする。

付則第12項中「付則第2項及び第4項」を「付則第3項及び第5項」に，「付則第2項及び第5項」を「付則第3項及び第6項」に，「付則第3項，第5項及び第6項」を「付則第4項，第6項及び第7項」に，「付則第5項から第7項」を「付則第6項から第8項」に，「付則第7項」を「付則第8項」に，「付則第8項から第10項」を「付則第9項から第11項」に，「付則第9項」を「付則第10項」に改め，同項を付則第13項とし，付則第11項を付則第12項とする。

付則第10項中「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第11項とする。

付則第9項中「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第10項とし，付則第8項を付則第9項とする。

付則第7項中「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第8項とする。

付則第6項中「第2項」を「第3項」に改め，「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第7項とする。

付則第5項中「第2項」を「第3項」に改め，「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第6項とする。

付則第4項中「第2項」を「第3項」に改め，「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第5項とする。

付則第3項中「平成26年改正前の」を削り，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第4項とする。

付則第2項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成26年改正前の法」という。）」を「法」に，「第20項」を「第19項」に改め，同項を付則第3項とし，付則第1項の2の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第42項の条例で定める割合）

2 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は，5分の4とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の狛江市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は，平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し，平成27年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。
- 3 新条例付則第3項の規定は，平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の法附則第15条第42項に規定する家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）の施行に伴う所要の改正をするため。

報告第 3 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成28年5月12日

報告者 狛江市長 高橋 都彦

専 決 処 分 書

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第20条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5千円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）の施行に伴う所要の改正をするため。

議案第 32 号

平成28年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成28年 5月12日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第32号別紙

平成28年度

狛江市一般会計補正予算(第1号)

平成28年度狛江市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度狛江市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,110千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,685,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月12日 提出

狛江市長
高橋 都彦

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
13. 国	庫 支 出 金	4,066,977	22,260	4,089,237
	庫 補 助 金	742,856	22,260	765,116
14. 都	支 出 金	3,765,922	33,663	3,799,585
	補 助 金	2,387,440	31,750	2,419,190
16. 寄	附 託 金	219,460	1,913	221,373
	附 金	137,130	1,500	138,630
18. 繰	越 金	137,130	1,500	138,630
	越 金	100,000	37,687	137,687
19. 諸	収 入	100,000	37,687	137,687
	収 入	242,096	2,000	244,096
歳	合 計	227,441	2,000	229,441
	入	26,588,000	97,110	26,685,110

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 民	生 費	13,401,769	89,228	13,490,997
	童 福 祉 費	5,608,966	89,228	5,698,194
9. 消	防 費	1,314,113	2,000	1,316,113
	防 費	1,314,113	2,000	1,316,113
10. 教	育 費	2,776,466	5,882	2,782,348
	育 務 費	374,749	1,913	376,662
	学 校 費	924,381	1,000	925,381
	学 校 費	488,619	500	489,119
歳	合 計	243,253	2,469	245,722
	出	26,588,000	97,110	26,685,110

狛江市一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
13. 国庫支出金	4,066,977	22,260	4,089,237
14. 都支	3,765,922	33,663	3,799,585
16. 寄附金	137,130	1,500	138,630
18. 繰越金	100,000	37,687	137,687
19. 諸収入	242,096	2,000	244,096
歳入合計	26,588,000	97,110	26,685,110

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源		その他		
				国支	都支	地方債	その他	一般財源
3. 民生費	13,401,769	89,228	13,490,997	21,333	31,750	0	0	36,145
9. 消防費	1,314,113	2,000	1,316,113	0	0	0	2,000	0
10. 教育費	2,776,466	5,882	2,782,348	927	1,913	0	1,500	1,542
歳出合計	26,588,000	97,110	26,685,110	22,260	33,663	0	3,500	37,687

2. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費国庫補助金	千円 406,377	千円 21,333	千円 427,710	3. 児童福祉補助金	千円 21,333	4. 保育対策総合支援事業費補助金	千円
5. 教育費国庫補助金	45,899	927	46,826	2. 幼児教育費補助金	927	2. 幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金	
計	742,856	22,260	765,116				

(款) 14. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 民生費都補助金	千円 1,023,682	千円 31,750	千円 1,055,432	5. 児童福祉補助金	千円 31,750	16. 待機児解消区市町村支援事業補助金	千円
計	2,387,440	31,750	2,419,190				

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
5. 教育費委託金	千円 15,139	千円 1,913	千円 17,052	1. 教育総務委託金	千円 1,913	6. 言語能力向上拠点校委託金 7. 道徳教育推進拠点校委託金 8. 伝統・文化教育推進校委託金 9. アクティブライフ研究実践校委託金 10. スーパーアークフェイススクール研究実践校委託金	千円 500 400 413 300 300
計	219,460	1,913	221,373				

(款) 14. 都支出金

(款) 16. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 指定寄附金	千円 137,129	千円 1,500	千円 138,629	1. 指定寄附金	千円 1,500	1. 指定寄附金
計	137,130	1,500	138,630			

(款) 18. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 100,000	千円 37,687	千円 137,687	1. 繰越金	千円 37,687	1. 前年度繰越金
計	100,000	37,687	137,687			

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑収入	千円 227,441	千円 2,000	千円 229,441	2. コミュニティ助成金	千円 2,000	1. 自治総合センターコミュニティ助成金
計	227,441	2,000	229,441			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円			
1. 児童福祉 総務費	1,814,535	1,728	1,816,263						1,728	2. 一般事務費 〔子育て支援課〕 委託料 子育て支援システム改修委託
2. 児童措置費	2,478,071	87,500	2,565,571	21,333	31,750				34,417	
計	5,608,966	89,228	5,698,194	21,333	31,750			19. 負担金, 補助及び 交付金	87,500	10. 新設保育園整備事業 〔児童青少年課〕 負担金, 補助及び交付金 新設保育園整備事業補助金

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円			
4. 災害対策費	164,499	2,000	166,499				2,000		2,000	2. 災害対策関係費 〔安心安全課〕 備品購入費 災害対策用備品
計	1,314,113	2,000	1,316,113				2,000			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円	一般財源 千円			
3. 教育指導費	206,152	1,913	208,065		1,913				千円		
					500				1,422	8. 報償費	32. 言語能力向上拠点校 500
									491	11. 需用費	[指導室] 報償費 200
									491	1. 消耗品費	講師謝礼 需用費 300 消耗品費 (300) 事業用消耗品
				400							33. 道徳教育推進拠点校 400
											[指導室] 報償費 243
											講師謝礼 需用費 157
											消耗品費 (157) 事業用消耗品
											34. 伝統・文化教育推進校 413
											[指導室] 報償費 379
											伝統文化体験講師謝礼 166
											通訳者謝礼 213
											需用費 34
											消耗品費 (34) 事業用消耗品
											35. アクテブライフ研究実践校 300
											[指導室] 報償費 300
											講師謝礼

																				36. スーパーアクティブスクール研 究実践校	300
																				(指導室) 報償費	300
																				講師謝礼	
計		374,749	1,913	376,662																	

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				特定			一般財源					
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	千 円			
1. 学校管理費	千円 222,887	千円 1,000	千円 223,887	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3. 学校管理用備品整備 [学校教育課] 備品購入費 1,000	
計	千円 924,381	千円 1,000	千円 925,381								18. 備品購入費 1,000	

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節 区分	金額	説明
				特定			一般財源					
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	所 の 他	一 般 財 源	千 円			
1. 学校管理費	千円 131,009	千円 500	千円 131,509	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	3. 学校管理用備品整備 [学校教育課] 備品購入費 500	
計	千円 488,619	千円 500	千円 489,119								18. 備品購入費 500	

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節			説明			
				財源					区分	金額 千円	金額 千円				
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円							
1. 幼児教育 振興費	243,253	2,469	245,722	927				1,542					2,469	2,469	2. 私立幼稚園等園児保護者負担軽減 減 (子育て支援課) 委託料 就園奨励システム改修委託
計	243,253	2,469	245,722	927				1,542							

議案第 33 号

狛江市保育園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 5 月12日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

狛江市保育園設置条例の一部を改正する条例

狛江市保育園設置条例（昭和41年条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表狛江市立和泉保育園の項を削る。

付 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

平成29年 4 月 1 日の狛江市立和泉保育園の民営化に伴い、狛江市立和泉保育園を廃止するため。

議案第 34 号

狛江市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（地震対策（覚東幹線）分）契約について

上記の議案について、下記のとおり契約を締結することにつき、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 狛江市公共下水道事業の一部を委託するため
- 2 委託概要 下水道管渠地震対策工事（覚東幹線）に係る業務委託
- 3 契約金額 金 440,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 4 契約の種類 国（公社、公団を含む。）、地方公共団体その他公法人又は公益法人を相手方とする契約
- 5 契約の相手方 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 中村 正彦

平成 28 年 5 月 12 日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

同意第 2 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市和泉本町三丁目13番4号
氏名・年齢	石川 慶一郎 ・ 51歳

平成28年5月12日

提出者 狛江市長 高橋 都彦

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。